△招　集

川越地区消防組合告示第六号

平成二十五年川越地区消防組合議会第二回臨時会を次のとおり招集する。

平成二十五年六月二十一日

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

一　日　時　平成二十五年六月二十八日　午後一時

二　場　所　川越地区消防局　三階講堂

三　付議事件

㈠　川越地区消防組合議会議長選挙について

㈡　川越地区消防組合議会副議長選挙について

㈢　化学消防ポンプ自動車の取得について

㈣　高規格救急自動車の取得について

㈤　高度救命処置用資機材の取得について

㈥　消防ポンプ自動車の取得について

㈦　監査委員の選任につき同意を求めることについて

△会　期

平成二十五年六月二十八日　一日間

△議事次第

日程第　一　仮議席の決定は、
地方自治法第百七条の規定により、出席中の年長議員である臨時議長により、着席している議席を仮議席として決定する。

日程第　二　議長選挙は、
臨時議長により、単記無記名にて選挙を執行する。
一、議場閉鎖。　二、投票用紙配布。　三、投票箱点検。　四、投票。　五、議場閉鎖解除。　六、立会人の指名。　七、開票。　八、当選告知。　九、当選の諾否の意思表示。　十、議長、臨時議長、交替着席。

日程第　三　議席の決定は、
議長により議席を決定する。

日程第　四　会期決定及び日程第五、第六は、
会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

日程第　七　会議録署名議員は、
議席順に二人を指名する。

日程第　八　副議長の選挙は、
議長選挙の場合と同様に、議長が執行する。

日程第九から日程第一三までについては、報告事項を公表した後、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

日程第一四については、提案理由の説明、質疑の後、討論を用いず即決する。
この予定は、時間延長しても終了する。
以上をもって第二回臨時会を閉会する。

△議事日程

平成二十五年六月二十八日（第一日）午後一時開議

日程第　一　仮議席の決定について
日程第　二　選挙第　一号　川越地区消防組合議会議長選挙について
日程第　三　議席の決定について
日程第　四　会期決定について
日程第　五　議案提出書の公表について
日程第　六　地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について
日程第　七　会議録署名議員指名について
日程第　八　選挙第　二号　川越地区消防組合議会副議長選挙について
日程第　九　報告第　一号　報告書の提出について
平成二十四年度川越地区消防組合繰越明許費繰越計算書（一般会計）
日程第一〇　議案第　五号　化学消防ポンプ自動車の取得について
日程第一一　議案第　六号　高規格救急自動車の取得について
日程第一二　議案第　七号　高度救命処置用資機材の取得について
日程第一三　議案第　八号　消防ポンプ自動車の取得について
日程第一四　同意第　三号　監査委員の選任につき同意を求めることについて

△議場に出席した議員（一三人）

第　一番　山田　敏夫　議員　　第　二番　道祖土　証　議員
第　三番　爲水　順二　議員　　第　四番　久保　啓一　議員
第　五番　桐野　　忠　議員　　第　六番　片野　広隆　議員
第　七番　関口　　勇　議員　　第　八番　髙橋　　剛　議員
第　九番　石川　智明　議員　　第一〇番　小ノ澤哲也　議員

第一一番　小野澤康弘　議員　　第一二番　三上喜久蔵　議員
第一三番　本山　修一　議員

△欠席議員（なし）

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者　川合善明
副管理者　高田康男
〃　風間清司
会計管理者　水野典子
消防局長　大久保愛一郎
次長　斉木利之
〃　柴崎正治
〃　小林久雄
川越北消防署長　野本　勝
川越中央消防署長　木村圭夫
川越西消防署長　忍田茂巳
川島消防署長　渋谷　徹
総務課長　岸田　隆
予防課長　比留間富雄
警防課長　柳川佳男
救急課長　高野春雄
指揮統制課長　辻　章一

△議場に出席した職員

書記長　岡部　宏
書記　大河内　徹
〃　橋本丈夫
〃　矢島勝寿

○岡部　宏書記長　議長が選出されます間、地方自治法第百七条の規定より、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、関口勇議員が年長の議員でありますので、御紹介を申し上げます。
関口勇議員さん、お願いいたします。

（関口　勇議員、議長席に着席）

○関口　勇臨時議長　ただいま御紹介いただきました関口勇でございます。地方自治法第百七条の規定により臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

△管理者あいさつ

○関口　勇臨時議長　申し上げます。この際、初議会でありますので、管理者よりごあいさつをお願いしたいと思います。なお、その後引き続き副管理者の紹介をお願いいたします。
それでは、管理者のごあいさつをお願いいたします。

（川合善明管理者登壇）

○川合善明管理者　消防組合の管理者でございます川越市長の川合善明でございます。議員の皆様におかれましては、このたび川越地区消防組合議会議員にめでたく御当選され、まことにおめでとうございます。
本日、消防組合議会といたしましては、第二回臨時会でございますが、新たに就任されました議員の皆様でございますので初議会となるわけでございます。今後とも消防行政に対する一層の御支援、御協力を心からお願い申し上げまして、簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。

（管理者、副管理者紹介）

○関口　勇臨時議長　ありがとうございました。

引き続き、消防局長より職員の紹介をお願いいたします。

（消防局長、職員紹介）

○関口　勇臨時議長　以上で職員の紹介を終わります。

△開　　会（午後二時五分）

○関口　勇臨時議長　これより議事を進行いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十五年六月二十八日開会の川越地区消防組合議会第二回臨時会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

△日程第　一　仮議席の決定について

○関口　勇臨時議長　直ちに会議を開きます。

日程に入ります。日程第一、仮議席の決定についてを議題といたします。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

△日程第　二　選挙第　一号　川越地区消防組合議会議長選挙について

○関口　勇臨時議長　日程第二、選挙第一号、川越地区消防組合議会議長選挙についてを議題といたします。

（橋本丈夫書記　朗読）

選挙第一号

川越地区消防組合議会議長選挙について

川越地区消防組合規約第八条第二項の規定により川越地区消防組合議会議長の選挙を執行する。

平成二十五年六月二十八日提出

川越地区消防組合議会臨時議長　関　口　　勇

○関口　勇臨時議長　これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定による指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○関口　勇臨時議長　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法を指名推選の方法によることと決定いたしました。

さらにお諮りいたします。指名については、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○関口　勇臨時議長　異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議長には久保啓一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました久保啓一議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○関口　勇臨時議長　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました久保啓一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました久保啓一議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により告知いたします。

（当選告知書手交）

○関口　勇臨時議長　それでは、久保啓一議員、議長に当選の承諾並びにごあいさつをお願いいたします。

（久保啓一議員登壇）

○久保啓一議員　ただいまは議長に御指名をいただきまして、まことにありがとうご

ざいます。若いころは消防団で活動していたんですけれども、今ずっとその道から長らく遠のいております。けれども、議長に指名された限り、誠心誠意努力して、その任務を遂行したいと思っておりますので、皆様方の御協力のほどよろしくお願いいたしまして、就任のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○関口　勇臨時議長　以上で本選挙を終わります。

△議長交替

○関口　勇臨時議長　ただいま久保啓一議員が議長に当選され、就任されましたので、私の職務はこれをもって終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

久保議長、議長席におつきください。よろしくお願いいたします。

（関口　勇臨時議長、議長席を退席。久保啓一議長、議長席に着席）

○久保啓一議長　これより私が議事を進めます。よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

△日程第　三　議席の決定について

○久保啓一議長　日程第三、議席の決定についてを議題といたします。

議席の指定を行います。議席は会議規則第四条第一項の規定により議長において指定いたします。配布しておきました議席の一覧表のとおり、それぞれ決定いたします。

第　一番　山田　敏夫　議員
第　二番　道祖土　証　議員
第　三番　爲水　順二　議員
第　四番　久保　啓一　議員
第　五番　桐野　忠　議員
第　六番　片野　広隆　議員
第　七番　関口　勇　議員
第　八番　髙橋　剛　議員
第　九番　石川　智明　議員
第一〇番　小ノ澤哲也　議員
第一一番　小野澤康弘　議員
第一二番　三上喜久蔵　議員
第一三番　本山　修一　議員

△日程第　四　会期決定について

○久保啓一議長　日程第四、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第二回臨時会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○久保啓一議長　御異議なしと認めます。よって、本議会第二回臨時会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第　五　議案提出書の公表について

○久保啓一議長　日程第五、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読をいたさせます。

（橋本丈夫書記　朗読）

川消総発第四八六号

平成二十五年六月二十八日

川越地区消防組合議会議長　久　保　啓　一　様

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

議案の提出について（通知）

平成二十五年本組合議会第二回臨時会に、次の議案を提出いたします。

記

一　化学消防ポンプ自動車の取得について
二　高規格救急自動車の取得について
三　高度救命処置用資機材の取得について
四　消防ポンプ自動車の取得について
五　監査委員の選任につき同意を求めることについて

川消総発第四八七号
平成二十五年六月二十八日
川越地区消防組合議会議長　久　保　啓　一　様
川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

報告書の提出について（通知）

平成二十五年本組合議会第二回臨時会に、次の報告書を提出いたします。

記

一　平成二十四年度川越地区消防組合繰越明許費繰越計算書（一般会計）

○久保啓一議長　以上で公表を終わります。

△日程第　六　地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

○久保啓一議長　日程第六、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席要求に基づき、管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第一二号
平成二十五年六月二十八日
川越地区消防組合管理者　川　合　善　明　様

川越地区消防組合議会議長　久　保　啓　一

出　席　要　求　書

地方自治法第百二十一条第一項の規定により、六月二十八日午後一時開会の川越地区消防組合議会第二回臨時会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第四八五号
平成二十五年六月二十八日
川越地区消防組合議会議長　久　保　啓　一　様
川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

出　席　通　知　書

要求により、平成二十五年本組合議会第二回臨時会に、別紙の者が出席します。

管理者　川　合　善　明
副管理者　高　田　康　男
〃　風　間　清　司
会計管理者　水　野　典　子
消防局長　大久保　愛一郎
次　長　斉　木　利　之
〃　柴　崎　正　治
〃　小　林　久　雄
川越北消防署長　野　本　　勝
川越中央消防署長　木　村　圭　夫
川越西消防署長　忍　田　茂　巳
川島消防署長　渋　谷　　徹
総務課長　岸　田　　隆
予防課長　比留間　富　雄

警防課長　柳川佳男
救急課長　高野春雄
指揮統制課長　辻　章一

△日程第　七　会議録署名議員指名について

○久保啓一議長　日程第七、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第八十八条の規定により、会議録署名議員二名の指名を行います。

山田敏夫　議員
道祖土　証　議員

以上二人の方を指名いたします。

△日程第　八　選挙第　二号　川越地区消防組合議会副議長選挙について

○久保啓一議長　日程第八、選挙第二号、川越地区消防組合議会副議長選挙についてを議題といたします。

（橋本丈夫書記　朗読）

選挙第二号

川越地区消防組合議会副議長選挙について

川越地区消防組合規約第八条第二項の規定により川越地区消防組合議会副議長の選挙を執行する。

平成二十五年六月二十八日提出

川越地区消防組合議会議長　久保啓一

○久保啓一議長　これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定による指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○久保啓一議長　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。指名については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○久保啓一議長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

副議長に山田敏夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました山田敏夫議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○久保啓一議長　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山田敏夫議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山田敏夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により告知いたします。

（当選告知書手交）

○久保啓一議長　山田敏夫議員、副議長に当選の承諾並びにごあいさつを願います。

（山田敏夫議員登壇）

○山田敏夫議員　ただいま議長より指名をいただきました山田でございます。もともと浅学非才でございますけれども、任期中、職務に全うしてまいりますので、皆様の御支援をぜひいただきたいと思っております。また、初めてのこういった席でございますので、三名ともども今後ともよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○久保啓一議長　以上で本選挙を終わります。

△日程第　九　報告書の提出について

○久保啓一議長　日程第九、報告書の提出についてを議題といたします。

報告第一号

平成二十四年度川越地区消防組合繰越明許費繰越計算書（一般会計）

（内　容　省　略）

平成二十五年六月二十八日提出

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

△報告第一号の説明（消防局長）

○久保啓一議長　報告第一号について説明を願います。

（大久保愛一郎消防局長登壇）

○大久保愛一郎消防局長　報告第一号、平成二十四年度川越地区消防組合繰越明許費繰越計算書（一般会計）につきまして御説明を申し上げます。

施設管理事業委託料の百八十五万円を平成二十五年度に繰り越したものでございます。事業内容につきましては、川越中央消防署大東分署庁舎耐震診断調査業務委託でございます。

以上で報告第一号の説明とさせていただきます。

○久保啓一議長　以上で説明は終わりました。

△質　疑

○久保啓一議長　本報告につき御質疑はありませんか。―これをもって報告を終わります。

△日程第一〇　議案第　五号　化学消防ポンプ自動車の取得について

○久保啓一議長　日程第十、議案第五号、化学消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

議案第五号

化学消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり化学消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

平成二十五年六月二十八日提出

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

△提案理由の説明（消防局長）

○久保啓一議長　提案理由の説明を願います。

（大久保愛一郎消防局長登壇）

○大久保愛一郎消防局長　ただいま上程になりました議案第五号、化学消防ポンプ自動車の取得につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

現在、川越北消防署及び大東分署に配備されております二台の化学消防ポンプ自動車につきましては、川越北消防署のものは平成十二年二月一日に購入し、十三年四カ月が経過、また、大東分署のものは平成十一年三月十日に購入し、十四年三カ月が経過しており、いずれも著しく老朽化しておりますことから、今回更新をお願いしようとするものでございます。

車種は日野４サイクルディーゼルエンジンで、全長七千三百ミリメートル、全幅二千三百ミリメートル、全高三千ミリメートル、総排気量六千四百三cc、乗車定員は六人でございます。主な装備といたしまして、消防ポンプのほかに五百リットルの泡消火薬液槽、千五百リットルの水槽、ホース延長用資機材及び吸管巻きとり装置を装備した車両でございます。

取得の方法でございますが、平成二十五年五月三十一日、五社による指名競争入札を執行した結果、落札業者の東京日野自動車株式会社狭山支店と消費税等を含め一億一千四百四十五万円で契約しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○久保啓一議長　提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○久保啓一議長　これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。本山修一議員。

（本山修一議員登壇）

○本山修一議員　議案第五号、化学消防ポンプ自動車の取得についてお伺いをいたします。

川越地区消防組合管内は近年、工業団地が造成をされていくとか、あるいは化学物質や油脂などを扱う事業所などがふえているわけです。消防活動上、水では消火できない火災が起こっていて、化学消防ポンプ自動車の役割は大変重要になっております。今回、北消防署、また大東分署の化学消防ポンプ自動車の老朽化が著しいということで二台を取得されるという議案についてでありますけれども、何点かお伺いしておきたいと思いますが、まず、第一点は、市内の油脂や化学物質などを取り扱っている事業所や貯蔵施設や工場など、概略で結構ですけれども、一体どれぐらい全体ではあるのか、把握されているのかお伺いいたします。

化学消防ポンプ自動車の出動件数はどれぐらいになっているのか、過去三年の出動件数の推移についてお伺いいたします。

今回、化学消防ポンプ自動車の取得、二台をされるということですけれども、一億一千四百四十五万円で購入されるわけですけれども、先ほど取得理由については御説明があったわけですけれども、北消防署については十三年と四カ月が経過し大東分署の場合は十四年と三カ月というふうに御説明があったわけですけれども、もう少し踏み込んで、この老朽化の度合いといいますか、どれぐらいの経過があってこういった更新になっていくのか。年数でいくのか、そもそもまだ使える場合もあるかと思うのですけれども、メンテナンス等、日常的にもやられていると思うのですけれども、その辺を少し御説明をいただきたいと思います。

また、北消防署、大東分署の化学消防ポンプ自動車の更新ということですけれども、市内にはほかにどういった消防署等、分署も含めて配置されているのか、合計台数はどれぐらい所有されているのかお伺いいたします。

化学消防ポンプ自動車が配属されている消防署などの管轄範囲ですけれども、それぞれどれぐらい、出張所ごとに見ればどういうふうになっているのか、どういう区分になっているのかお伺いしておきたい。

一回目の最後ですけれども、化学消防ポンプ自動車が配置区分として、薬液槽の規模など幾つかの分類がされていると思うのですけれども、どのような区分がされているのか。コンビナートあるいは東京電力管内だとかなり規模の大きい特別なものが配属されているようになっておりますけれども、区分ごとの化学ポンプ自動車の特徴についてもお伺いいたします。

油脂、化学物質の火災に対して化学消防ポンプ自動車はどのようにして消火活動を行っていくのか。それぞれその特徴についてもあわせてお伺いをいたします。

以上、一回目といたします。

（比留間富雄予防課長登壇）

○比留間富雄予防課長　御質疑の中の危険物施設の事業所数につきまして御答弁申し上げます。

危険物施設の事業所数についてでございますが、現在、川越市に三百十一事業所七百七十二施設、川島町に五十七事業所百六施設ございまして、当消防組合管内全体で三百六十八事業所八百七十八施設ございます。

以上でございます。

（柳川佳男警防課長登壇）

○柳川佳男警防課長　ただいまの本山議員さんの御質疑に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、一点目でございます。化学消防ポンプ自動車の過去三年間の災害出場件数について御答弁申し上げます。

今回更新させていただきます川越北消防署及び大東分署の化学消防ポンプ自動車につきましては、平成二十三年から平成二十五年五月までの間に、火災等の災害に川越北消防署の化学消防ポンプ自動車については百八十一件、大東分署の化学消防ポンプ自動車につきましては百七十三件の出場となっております。

次に、今回更新をさせていただきます化学消防ポンプ自動車の更新等の理由についてでございますが、経年劣化によるふぐあい等が生じまして年々修繕料も増加しております。主要構造部等の大規模な修繕も実施しております。また、購入当初に比してポンプ性能等も低下している状況でございます。それによって管内の危険物施設における災害に的確に対応すべく今回更新をお願いしようとするものでございます。

次に、化学消防ポンプ自動車の配置場所でございますけれども、今回更新をお願いしている車両のほかに川越中央消防署に一台配置しております。合計で三台の化学消防ポンプ自動車を配置してございます。

次に、化学消防ポンプ自動車の分類についてでございますが、化学消防ポンプ自動車は、水では消火できない油脂火災、危険物火災に対処するために配備されている消防車両でございます。車両の主な装備は、消防ポンプ、水槽、泡消火薬液槽、泡混合装置です。

化学消防ポンプ自動車の種類は、対応できる火災の規模に応じまして軽化学消防ポンプ自動車、重化学消防ポンプ自動車、大型化学消防ポンプ自動車の三種類に分類をされております。

軽化学消防ポンプ自動車につきましては、一型、二型に当たりまして、五トン級車種をベースに消防ポンプ、水槽、泡消火薬液槽を装備しています。一型と二型の違いにつきましては水槽及び泡消火薬液槽の容量で、どちらも危険物施設での火災や車両火災といった油脂火災に対応するものでございます。中でも今回更新をお願いしております化学消防ポンプ自動車は二型で、全国的に最も多く配備をされている車両でございます。

重化学消防ポンプ自動車に当たる三型から五型につきましては、七トンから十トン級の車種をベースに、中規模以上の工場火災、石油コンビナート火災に対応することができます。軽化学消防ポンプ自動車と比べて消火能力が高く、三型から五型と数字が大きくなるに従いまして水槽、泡消火薬液槽の容量が大きくなり、泡放射能力並びに車上放水銃がより高性能なものとなるものでございます。

大型化学消防ポンプ自動車は、石油コンビナート火災に特化した車両でございまして、大容量の泡消火薬液槽と泡混合装置を持ち、泡原液を混合して大型高所放水車へ送水する車両でございます。

以上でございます。

（辻　章一指揮統制課長登壇）

○辻　章一指揮統制課長　化学消防ポンプ自動車の配備されている署所の管轄区域について御答弁申し上げます。

川越北消防署に配備の化学消防ポンプ自動車につきましては、芳野出張所、古谷出張所管内、南古谷出張所管内、名細出張所管内、山田出張所管内、川島町管内の区域を管轄してございます。

続きまして、川越中央消防署に配備の化学消防ポンプ自動車につきましては、高階出張所管内、福原出張所管内の区域を管轄してございます。

なお、本庁管内につきましては、川越北消防署の化学消防ポンプ自動車と川越中央消防署の化学消防ポンプ自動車が管轄してございます。

続きまして、大東分署に配備の化学消防ポンプ自動車につきましては、大東出張

所管内、福原出張所管内一部、霞ケ関出張所管内、霞ケ関北出張所管内の区域を管轄してございます。

以上でございます。

（本山修一議員登壇）

○本山修一議員　二回目の質疑をさせていただきます。

種々御答弁がありましたけれども、二台の化学消防ポンプ自動車の更新理由についてもお伺いいたしました。主要構造部の大規模な修繕も実施していることや、当初からと比較してポンプ性能の低下している状況で、管内の危険物施設における災害に的確に対応すべく今回更新されるということは承知をいたしました。

大変高額なもので、二台で一億一千四百四十五万円ということでございますが、国からの補助金はどれぐらい来るのかお伺いをいたします。

今回取得される化学消防ポンプ自動車の性能、能力についてお伺いをいたします。

薬液槽容量が五百リットル、水槽容量千五百リットルとなっておりますけれども、これは薬液と水を混合させて放射させて消火活動が行われるわけですけれども、放水能力といいますか、放水時間、マックスどれぐらいの能力があるものなのか。全国的にはかなり普及しているタイプというふうに御答弁がありましたけれども、お伺いしておきたいと思います。

化学消防活動を行っていく上で、この放水時間が限界があると思うんです。更新によって三台となるわけですけれども、その放水ができなくなったような、薬液槽が全部使い切っていくとか、あるいは、水槽車が水がなくなった場合はそういう予備の対応策、例えば薬液搬送車であるとか大型水槽車など、全国的にもさまざま準備されている消防署も、所轄の消防署にもそういうふうに備えがあるように聞いておりますけれども、川越地区消防組合では、そういう万全を期すための対応はどういうふうになっているかお伺いいたします。

化学消防ポンプ自動車の出場計画については、現状どういうふうに考えているのかお伺いいたします。

二回目の最後に、消防局長にお伺いいたします。

化学消防ポンプ自動車の形式に当てはまらない特殊な化学車両が東京消防庁などにもございます。毒劇物災害用として配備されているわけですけれども、川越地区消防組合管内では、毒劇物災害用の対策としては、どのような救助用の車両であるとか装備がどこにどれぐらい配備されているのか、装備の内容についてもお伺いをいたします。

以上、二回目です。

（小林久雄次長登壇）

○小林久雄次長　ただいまの御質疑に対しまして御答弁申し上げます。

初めに、国庫補助金につきまして御答弁を申し上げます。

今回更新をお願いしております化学消防ポンプ自動車二台につきましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金の該当事業となっており、補助基準額の二分の一が補助金として交付されるものでございます。補助金額につきましては、合計二千六百八十六万四千円、一台当たり一千三百四十三万二千円の交付決定を受けております。

次に、化学消防ポンプ自動車の性能についてでございますが、今回更新をお願いしております化学消防ポンプ自動車は、一分間に約一千二百リットルの放水性能を有しております。泡の放出性能ですが、発泡倍率六倍以上で一分間に七・二立方メートル以上の泡を放出する能力を持ち、泡消火薬液槽五百リットル全てを使用すると仮定した場合、約十四分間消火泡を放出することができるものでございます。

次に、泡消火薬液不足時の対応についてでございますが、災害現場において泡消火薬液槽の薬液を全て使い切ってしまった場合のために、化学消防ポンプ自動車には予備として百リットルの薬液を積載してございます。また、水槽付消防ポンプ自動車にも百リットルの薬液を積載してございますので、それらを集めて対応いたします。それでも不足を生じた場合ですが、各署所の備蓄を災害現場へ搬送します。

さらに、管内の泡消火薬液を製造しております工場と協力体制をとっておりますので、直ちに供給をしていただき、当消防組合の資機材搬送車両にて災害現場へ搬送

して対応いたします。

次に、化学消防ポンプ自動車の出場計画についてでございますが、当消防組合で定めております警防規程の消防部隊出場計画で、化学消防ポンプ自動車の出場を定めております。管内の危険物施設において発生した火災に対しては、三台全ての化学消防ポンプ自動車が出場するほか、建物火災を初めとして中高層建物火災、車両火災、その他の火災、さらには救急支援活動やその他の災害に対し、管轄区域の第一線車両として出場する計画となっております。また、緊急消防援助隊登録車両であることから、地震等の大規模災害が発生した場合は、緊急消防援助隊埼玉県隊の一隊として災害派遣することとなっております。

以上でございます。

（大久保愛一郎消防局長登壇）

○大久保愛一郎消防局長　御答弁申し上げます。

先ほど劇物等の化学消防ポンプ自動車では対応し切れないような災害に対してどのような対策をとっているかという御質疑でございます。

我々としましては、そういった火災をＮＢＣテロ災害に係りますＮＢＣ災害というふうな位置づけをさせていただいております。御承知のとおり、過去、地下鉄サリン事件ですとか松本サリン事件等々でございましたとおり、そういった毒劇物等の災害に対応するための体制といたしまして、当消防組合におきましては、ＮＢＣ災害に対する消防部隊運用計画及びＮＢＣ災害活動要領を作成いたしまして、初動出動態勢を確立するとともに、消防活動を円滑、効果的に実施する体制を整えております。

また、これにつきましては、川越中央消防署をＮＢＣ災害対応の中心になる消防署と定めまして、高度救助小隊に特殊検知資機材を配置するとともに、それにかかわります専門教育を受講させ、高度救助隊員を配置しＮＢＣ災害に備えている状況でございます。

以上でございます。

○久保啓一議長　他に御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○久保啓一議長　御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一一　議案第　六号　高規格救急自動車の取得について

○久保啓一議長　日程第十一、議案第六号、高規格救急自動車の取得についてを議題といたします。

議案第六号

高規格救急自動車の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

平成二十五年六月二十八日提出

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

△提案理由の説明（消防局長）

○久保啓一議長　提案理由の説明を願います。

（大久保愛一郎消防局長登壇）

○大久保愛一郎消防局長　ただいま上程になりました議案第六号、高規格救急自動車

の取得につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

現在、川越中央消防署及び南古谷分署に配備されております二台の高規格救急自動車につきましては、川越中央消防署のものは平成二十年二月十二日に購入し、五年四カ月が経過し走行距離約十七万八千キロ、また、南古谷分署のものは平成二十年三月四日に購入し、五年三カ月が経過、走行距離約十一万八千キロとなっており、いずれも著しく老朽化しておりますことから、今回更新をお願いしようとするものでございます。

車種はトヨタ4サイクルガソリンエンジンで、全長五千六百ミリメートル、全幅一千八百九十五ミリメートル、全高二千四百九十ミリメートル、総排気量二千六百九十三cc、乗車定員は七人でございます。

取得の方法でございますが、平成二十五年五月三十一日、二社による指名競争入札を執行した結果、落札業者の埼玉トヨタ自動車株式会社川越店と消費税等を含め三千三百九十五万七千円で契約しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○久保啓一議長　提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○久保啓一議長　これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○久保啓一議長　御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一二　議案第　七号　高度救命処置用資機材の取得について

○久保啓一議長　日程第十二、議案第七号、高度救命処置用資機材の取得についてを議題といたします。

議案第七号

高度救命処置用資機材の取得について

次のとおり高度救命処置用資機材を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

平成二十五年六月二十八日提出

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

△提案理由の説明（消防局長）

○久保啓一議長　提案理由の説明を願います。

（大久保愛一郎消防局長登壇）

○大久保愛一郎消防局長　ただいま上程になりました議案第七号、高度救命処置用資機材の取得につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

川越中央消防署及び南古谷分署に配備されております高規格救急自動車二台の更新にあわせまして高規格救急自動車に積載する資機材の更新をお願いしようとするものでございます。

主な資機材といたしましては、自動体外式除細動器、心電計、人工呼吸器、ビデオ喉頭鏡など高度救命処置に用いる資機材でございます。また、数量につきまして

は、各資機材ともに更新車両二台分のものでございます。
取得の方法でございますが、平成二十五年五月二十四日、六社による指名競争入札を執行した結果、落札業者の埼玉トヨタ自動車株式会社川越店と消費税等を含め二千八十九万五千円で契約しようとするものでございます。
取得概要及び入札結果につきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。
以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
○久保啓一議長　提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決
○久保啓一議長　これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。
本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者がいる）
○久保啓一議長　御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一三　議案第　八号　消防ポンプ自動車の取得について
○久保啓一議長　日程第十三、議案第八号、消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

議案第八号
消防ポンプ自動車の取得について
次のとおり消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。
平成二十五年六月二十八日提出
川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

△提案理由の説明（消防局長）
○久保啓一議長　提案理由の説明を願います。
（大久保愛一郎消防局長登壇）
○大久保愛一郎消防局長　ただいま上程になりました議案第八号、消防ポンプ自動車の取得につきまして提案理由の御説明を申し上げます。
現在、川越市消防団古谷分団及び山田分団に配備されております二台の消防ポンプ自動車は、平成十一年三月五日に購入し、十四年三カ月が経過し、著しく老朽化しております。また、自動車ＮＯｘ・ＰＭ法の規制対象となっていることから今回更新をお願いしようとするものでございます。
車種は日野４サイクルディーゼルエンジンで、全長五千七百ミリメートル、全幅一千八百九十ミリメートル、全高二千五百ミリメートル、総排気量四千九cc、乗車定員は六人でございます。
取得の方法でございますが、平成二十五年五月三十一日、五社による指名競争入札を執行した結果、落札業者の東京日野自動車株式会社狭山支店と消費税等を含め二千八百八十一万二千円で契約しようとするものでございます。
取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。
以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○久保啓一議長　提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○久保啓一議長　これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○久保啓一議長　御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一四　同意第　三号　監査委員の選任につき同意を求めることについて

○久保啓一議長　日程第十四、同意第三号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意第三号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本組合監査委員に選任したいので、川越地区消防組合規約第十四条第二項の規定により、議会の同意を求める。

川越市大字古谷上四千十一番地一

髙　橋　　剛

昭和三十七年十一月八日生

平成二十五年六月二十八日提出

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

△地方自治法の規定に基づく議員の退席

○久保啓一議長　本件については、地方自治法第百十七条の規定により、髙橋剛議員の退席を求めます。

（髙橋　剛議員、退席）

△提案理由の説明（管理者）

○久保啓一議長　提案理由の説明を願います。

（川合善明管理者登壇）

○川合善明管理者　ただいま上程になりました同意第三号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議員各位も御承知のとおりでございますが、監査委員二名のうち一名は議員の中から選任をいたすこととなっております。かねて本組合監査委員の人選に努めてまいりましたが、ここに髙橋剛氏を適任者と認めるに至りましたので、川越地区消防組合規約第十四条第二項の規定により、議会の御同意を求めるものでございます。

同氏は昭和三十七年生まれで、川越市古谷上に御在住であります。平成十五年五月に御当選されて以来、現在までに三期十年余りにわたり川越市議会議員を務められており、人格識見ともに高い方であります。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○久保啓一議長　提案理由の説明は終わりました。

△質疑・採決

○久保啓一議長　これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入ります。

これより本件の採決を行います。本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○久保啓一議長　御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

（地方自治法の規定に基づき退席中の髙橋　剛議員、出席）

△閉　　会

○久保啓一議長　以上をもって川越地区消防組合議会第二回臨時会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時七分　閉会

△会議中における退席議員

午後三時四分　　髙　橋　　剛　議員

△会議中における出席議員

午後三時六分　　髙　橋　　剛　議員

△会議の結果

日程第　一　　仮議席の決定について

臨時議長指定のとおり決定した。

日程第　二　選挙第　一号　川越地区消防組合議会議長選挙について

指名推選による選挙を行った。

日程第　三　　議席の決定について

議長指定のとおり決定した。

日程第　四　　会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第　五　　議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第　六　　地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧表を配布した。

日程第　七　　会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第　八　選挙第　二号　川越地区消防組合議会副議長選挙について

指名推選による選挙を行った。

日程第　九　　報告書の提出について

報告第　一号　平成二十四年度川越地区消防組合繰越明許費繰越計算書（一般会計）

報告書の提出と説明を受けた。

日程第一〇　議案第　五号　化学消防ポンプ自動車の取得について

原案可決

日程第一一　議案第　六号　高規格救急自動車の取得について

原案可決

日程第一二　議案第　七号　高度救命処置用資機材の取得について

原案可決

日程第一三　議案第　八号　消防ポンプ自動車の取得について

原案可決

日程第一四　同意第　三号　監査委員の選任につき同意を求めることについて

同　　意